

議員発案第 4 号

米価の大暴落に歯止めをかけるための意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、国会及び関係行政庁に対し、別紙「米価の大暴落に歯止めをかけるための意見書」を提出するものとする。

平成22年12月22日 提出

提出者 三条市議会議員 西川重則

賛成者 三条市議会議員 小林誠

同 三条市議会議員 野崎正志

同 三条市議会議員 久住久俊

同 三条市議会議員 高坂登志郎

同 三条市議会議員 杉井旬

米価の大暴落に歯止めをかけるための意見書

農林水産省は、米戸別所得補償モデル事業によって米の需給は均衡し、米価は安定するとしてきたが、相対価格は下落を続け、22年産の9月の相対価格は前年を14%、2,000円も下落する事態に至っている。

各地のJAが示した概算金は1万円程度、中には7,000円台という驚くべき水準で、農家に衝撃を与えている。今農村では、農家が余りにも安い米価に失望し、無策で冷淡な政府の姿勢に憤りを募らせている。こうした事態を生み出した最大の原因は、戸別所得補償を口実に価格対策は取らないと公言してきた政府の姿勢にあることは明らかである。

この数年来、生産費を大幅に下回る米価が続いている中で、生産者の努力は限界を超えており、かつて経験したことのない米価の下落が日本農業の大黒柱である稲作存続の土台を破壊し、それはまた国民への主食の安定供給を困難にし、政府が進める米戸別所得補償モデル事業さえも台無しにするものとするものとする。

米の需給を引き締めて価格を安定、回復させるためには、政府が年産にかかわらず過剰米40万トン程度を緊急に買い入れることが最も効果的であるとする。

よって、国会並びに政府におかれては、このような実情を踏まえ、次の事項について措置されるよう強く要望する。

記

- 1 年産にかかわらず40万トン程度の買入れを緊急に行うこと。
- 2 米価の下落対策を直ちに講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月22日

三条市議会議長 下村喜作

〔提出先〕

衆議院議長 参議院議長
内閣総理大臣 農林水産大臣